

洪水・土砂災害に関する避難確保計画
(解説入り)

(施設名 ○○○○)

作成：平成○年○月○日
(改訂：平成○年○月○日)

目 次

- 1 計画の目的
- 2 計画の適用範囲
- 3 避難対象の災害
- 4 防災体制に関する事項
 - 4.1 各班の任務と組織
 - 4.2 防災体制
 - 4.3 施設職員間や施設内外の連絡体制
 - 4.4 事前対策
 - 4.5 情報収集及び伝達
- 5 避難誘導に関する事項
 - 5.1 避難方法
 - 5.2 避難基準
 - 5.3 避難の実施
 - 5.4 施設周辺や避難経路の平常時の点検
- 6 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 7 防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - 7.1 防災教育
 - 7.2 訓練

別図 組織図

1 計画の目的

洪水又は土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、水防法第15条の3第1項及び土砂災害防止法第8条の2に基づき当施設付近で洪水（内水）や土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の適用範囲

本避難確保計画は、当施設に勤務する職員（以下「施設職員」という）及び施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

3 避難対象の災害

災害の種別	河川名又は土砂災害警戒区域名
〇〇	〇〇

4 防災体制に関する事項

4.1 各班の任務と組織

ア 各班の任務

災害の種別：洪水または土砂災害
 河川名：狩野川または大場川
 警戒区域名：風水害時の市民避難行動マニュアル参照

班名	任務の内容
指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。
情報収集班	テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。
避難誘導班	避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

イ 組織図 別図のとおり

計画書最終ページの組織図を作成してください

4.2 防災体制

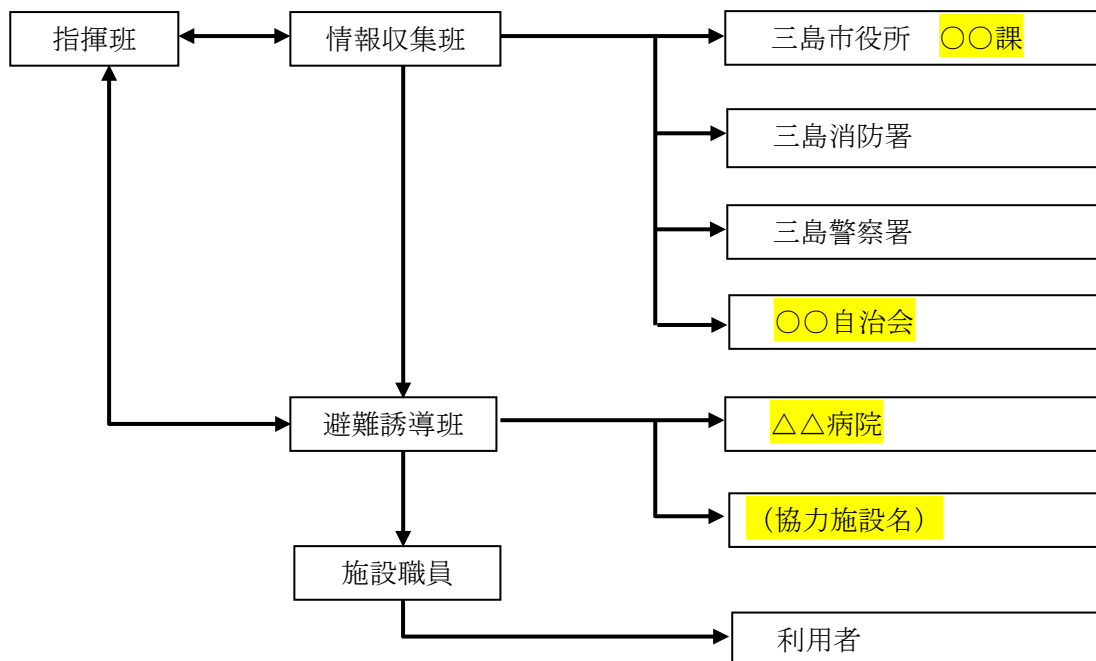
体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	次のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・氾濫注意情報発表 ・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	・洪水予報等の情報収集 ・台風、大雨情報の収集	情報収集班
警戒体制	次のいずれかに該当する場合 ・ <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令</u> ・洪水警報発表 ・氾濫警戒情報発表 ・大雨警報（土砂災害）発表	洪水予報、土砂災害警戒情報等の収集	情報収集班
		使用する資機材の準備	避難誘導班
		入院(所)者家族への事前連絡	情報収集班
		外来診療中止の掲示	情報収集班
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集班
		<u>要配慮者の避難誘導</u>	避難誘導班
非常体制	次のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・氾濫危険情報発表 ・土砂災害警戒情報発表	関係機関等への連絡・通報	情報収集班
		施設内全体の避難誘導	避難誘導班

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

4.3 施設職員間や施設内外の連絡体制

【連絡系統図】

担当課、地区の自治会名、提携している病院名、協力施設名（ある場合のみ）を記入してください



【関係機関緊急連絡先】

機関名		電話番号	FAX番号
防災関係機関	三島市危機管理課	983-2650	981-7720
	三島市〇〇課（担当課）		
	富士山南東消防本部三島消防署	972-5800	973-0126
	三島警察署	981-0110	981-6955
協力機関	〇〇自治会		
	〇〇病院		
	〇〇施設（協力施設）		
ライフライン	電気	東京電力パワーグリッド	0120-995-007
	ガス	静岡ガス	927-2811
	水道	三島市水道課	983-2650
	通信	NTT西日本	983-2655

（参考）担当課一覧			
長寿介護課	TEL983-2609	子ども保育課	TEL983-2611
障がい福祉課	TEL983-2691	健康づくり課	TEL973-3700
土木課	TEL983-2636		

4.4 事前対策

台風の接近など、あらかじめ洪水や土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直職員の増員や各種サービス・施設運営の中止などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

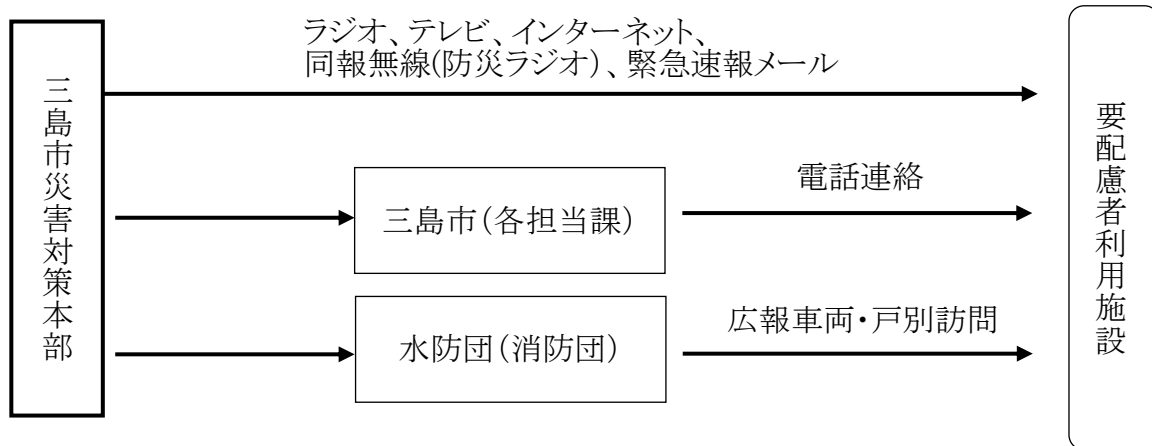
4.5 情報収集及び伝達

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班及び利用者等へ必要事項を報告・連絡する。また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所又は消防署へ通報する。

【主な情報及び収集方法】

収集する情報	収集方法	担当者	職員の共有方法
気象情報	ラジオ、テレビ インターネット 市民メール、	情報収集班	口頭 施設内放送 メール等
洪水予報、水位到達情報 土砂災害警戒情報	市民メール 同報無線(防災ラジオ) ラジオ、テレビ インターネット	情報収集班	口頭 施設内放送 メール等
避難情報 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示（緊急）	市役所からの電話連絡、 市民メール、緊急速報メール、 同報無線(防災ラジオ)、 ラジオ、テレビ、 インターネット	情報収集班	口頭 施設内放送 メール等

【三島市からの避難情報の伝達方法】



【避難情報等の報告・伝達先】

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告・伝達先
前兆現象	情報収集班	電話	三島市危機管理課、三島消防署等
被害情報	情報収集班	電話	三島市危機管理課、三島消防署等
避難準備	避難誘導班	施設内放送、口頭	利用者
		電話	三島市 (各担当課)、三島消防署等
避難開始	避難誘導班	施設内放送、口頭	利用者
		電話	三島市 (各担当課)、自治会長、三島消防署等

5 避難誘導に関する事項

5.1 避難方法

区分	避難先・避難経路	説明
立ち退き避難 (指定緊急避難場所)	○○○○ (別添避難経路図のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> 原則、徒歩により避難するものとする。 徒歩での移動が困難な人については、職員が車にて移動させる。 施設からの避難完了確認のため、避難誘導班は、名簿等を用いて未避難者の有無を確認する。
立ち退き避難 (近隣の安全な場所)	○○○○	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。 施設内の各部屋より避難完了確認のため、避難誘導班は、名簿等を用いて未避難者の有無を確認する。
屋内安全確保 (施設内の避難場所)	○○○○ (別添避難経路図のとおり)	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。 施設内の各部屋より避難完了確認のため、避難誘導班は、名簿等を用いて未避難者の有無を確認する。

避難経路図は「三島市防災マップ」に①施設の場所、②避難場所、③避難経路をわかりやすく記載してください。

立ち退き避難：指定緊急避難場所や近隣の建物名を記載
 屋内安全確保：部屋の場所を記載
 (例) 2階打合せ室

【屋内安全確保（施設内の避難場所）の留意点】

災害の種別	留意点
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ がけ等から離れた高い階へ避難 ・ 2階等がない場合は、がけ等から離れた部屋へ避難
洪水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内の高い部屋へ ・ 平屋の場合は、近隣の高い建物へ

5.2 避難基準

ア 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

- ・ 避難開始基準：避難準備・高齢者等避難開始の発令

イ 自主避難による判断

前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

<ul style="list-style-type: none"> ・ がけの表面に水が流れ出す ・ がけから水が噴き出す ・ 小石がパラパラと落ちる ・ がけからの水が濁りだす ・ がけの樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の根の切れる音がする ・ 樹木の倒れる音がする ・ がけに割れ目が見える ・ 斜面がふくらみだす ・ 地鳴りがする
--	---

5.3 避難の実施

- ・ 避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、職員、利用者等に周知する。

5.4 施設周辺や避難経路の平常時の点検

ア 施設周辺の日常の点検

- ・ ○○（指定緊急避難場所）に移動する際、支障となりそうな施設敷内の樹木や支障物となる樹木は、日ごろから、適宜剪定を実施する。
- ・ 施設内の移動時に支障となる物がないか確認し、支障物は速やかに移動しておく。

イ 避難経路の点検

- ・ あらかじめ、○○（指定緊急避難場所）までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所、土砂災害の危険な箇所等をあらかじめ把握し、職員間で情報を共有する。

6 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

- ・ 停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
- ・ 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、次に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

施設の保有状況に応じて追加・削除してください

【避難確保資器材等一覧】

活動の区分	使用する設備又は資器材	
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（施設職員、利用者等） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット	<input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料 <input type="checkbox"/> 車いす
避難誘導	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話バッテリー	<input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 大人用紙おむつ <input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> 施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具

7 防災教育及び訓練の実施に関する事項

7.1 防災教育

施設管理者は、洪水又は土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行うよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な周知する内容は次のとおり

- ・ハザードマップによる危険箇所
- ・避難場所及び避難経路
- ・避難情報の収集及び施設利用者への伝達体制
- ・避難情報の種類と必要な行動
- ・職員間の連絡体制
- ・避難判断・誘導の方法
- ・本避難確保計画の周知

7.2 訓練

毎年6月頃、市主催で実施する避難情報伝達訓練に参加し、災害時と同じルートである市災害対策本部から避難対象の要配慮者施設への避難情報の伝達を実践する。

- ・訓練内容
- ・情報収集及び伝達
- ・避難判断
- ・避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

別図

組 織 図

